

ブリーフィング・メモ

朝鮮半島非核化と冷戦期NATO：韓国の戦術核配備論

地域研究部アジア・アフリカ研究室主任研究官 渡邊 武

北朝鮮の核開発の進展に対応し韓国内では自由韓国党および国民の党（それぞれ第二党と第三党）を中心に米国の「戦術核」を朝鮮半島に再配備する議論が浮上した。この議論は北大西洋条約機構（NATO）の二重決議（double-track decision）と核共有制度（nuclear sharing arrangements）を参照しているとみられるが、それぞれに込められていた意図は異なる。二重決議は敵対者との軍備管理に主眼があり、核共有制度は同盟内での核不拡散に重点を置いて成立した。本稿は、その両者を引用する韓国の戦術核配備論から、朝鮮半島の非核化が直面する課題を検討する。

1. 軍備統制と非核化の隘路

まず1970年代末のNATO二重決議に似た戦術核配備の目的として、韓国の議論であげられているのは第一に北朝鮮の核への抑止を補完することと、北朝鮮の非核化を進める交渉カードとすることである。NATO二重決議もまた、米国の中距離弾道ミサイルの配備によってソ連SS-20ミサイルによる抑止の信頼性低下（デカップリング）の憂慮を相殺するとともに、その段階的配備をもってソ連に米国との核軍備管理交渉を促すものであった。自由韓国党のウェブ上の解説では実際、NATO二重決議の帰結である中距離核戦力（INF）全廃条約が戦術核配備の妥当性を示す事例として引用されている。

しかしながら、INF条約のような軍備管理・軍縮を目指すのなら検討されるべき点が韓国内の議論に欠けているようにも思われる。戦術核と韓国が考える短い射程の核兵器を配備した場合でも、北朝鮮がそれによって戦力削減のための交渉を促されるのは、同様な射程の兵器に関してだけであろう。つまり戦術核配備による非核化交渉が実現したとすれば、それはINF条約がそうであったように、北朝鮮が別途、米国と大陸間弾道ミサイルなど戦略核削減交渉に乗り出すことを前提とするものとなり得る。それは北朝鮮が、自らの核兵器国たる地位を明らかにする機会となりかねない。

北朝鮮の核武装に著しく批判的な韓国の戦術核配備論者が、核兵器国としての地位を北朝鮮が米国に認めさせるかのような事態を受け入れる意思を現時点で持っているとは思えない。そうだとすると戦術核配備の議論には軍備管理・軍縮とは別の動機が働いていると考えられよう。

北朝鮮による核開発の進展は韓国にとって、民族内の競合国家として自立性の競争で後れを取ったことも意味している。つまり北朝鮮だけが、1992年の南北非核化宣言による制約から逃れたのである。同宣言は南北朝鮮がいずれも、領域内で核実験や核兵器の製造、配備、あるいは核濃縮ないし核再処理のための施設を保有しないことを明言している。米国の戦術核を韓国内に配備することは、韓国も非核

化宣言の制約から逃れることを示す。これは戦術核配備論で明らかに意識されており、例えば自由韓国党の議員は2017年10月12日の国会国防委員会で、北朝鮮も既に従わなくなった朝鮮半島非核化原則を韓国が順守し続ければ、周辺地域において韓国だけが非核国として残ることになると指摘した。そして同議員が戦術核の効用として、韓国が米朝の平和協定における妥協を防ぐ力を高めることができる点をあげた。ここでは抑止以外に、他と対等な国家としての地位が課題として念頭にあることが強く示唆されている。同様に、予備役陸軍准将で国民の党における戦術核配備論をリードしてきた金中魯議員は、韓国が保有するミサイルの射程と弾頭重量を制約する「米韓ミサイル指針」とともに、南北非核化宣言を韓国の「主権」問題だと指摘した。

非核化宣言に署名したのは南北朝鮮だけであり、第3国が関わる形式にはなっていない。それでも同宣言は韓国において大国によって課された制約とも捉えられてきた。実際、南北非核化宣言の前まで韓国は自国における核燃料サイクルの能力確保を目指しており、それは米国によって制約されていた。非核化宣言の2年ほど前、1989年10月に韓国原子力研究所（KAERI: Korea Atomic Energy Research Institute、韓国語名は2007年に「～研究院」に改称）は、1983年に米国の同意が得られずに中断となったカナダのAECL（Atomic Energy of Canada Limited）との核燃料サイクル技術の共同研究を再開しようとしたが、再び米国の反対で成し遂げることができなかった（KAERI 2009: 92-93）。当時の韓国大統領、盧泰愚が核燃料サイクルを推進しないとの声明を発したのはこうした出来事を経てからのことであり（1991年11月8日）、それが約2ヶ月後の南北非核化宣言につながっている。

北朝鮮による最初の核危機（1993～1994年）が韓国国内で核開発に課された制約への不満を引き起こした理由は、上述の経緯から理解できよう。「事大主義」（大国に盲従する韓国の伝統的悪習）——それが危機の始まった当時、ほどなく国会議長に選出されることとなった李萬燮議員が、南北非核化宣言への批判として国会審議で用いた表現だった（国会外交統一委員会、1993年3月15日）。1993年10月8日の国会経済科学委員会の審議においては、金始中・科学技術処長官が、南北非核化宣言の合意に至る過程には、原子力開発を所管する科学技術処が関与していないとの立場さえ公にした。同長官は核の再処理のため非核化宣言の修正を求める議員の主張に対し、その旨を大統領に建議することができることも述べている。大統領府報道官は失言と扱ったとされるが、この長官発言があったのと同じ1993年からKAERIは国際原子力機構（IAEA）に申告することなくレーザーによるプルトニウム分離（atomic vapour laser isotope separation）試験を開始した（IAEA報告、2004年11月11日）。またやはり1993年から韓国政府は、米韓原子力協定による核燃料サイクル（再処理や核濃縮など）への制約を緩和すべく対米交渉を進めたとされる（李2009: 396～399、交渉は成果を得ることなく1996年に終結）。

2. 自律性を担保する戦術核

戦術核配備論はこうした核に関する自律性の追求を引き継いでおり、それはこの議論が次の動きと共に高まっていった点に示される。第1に、北朝鮮の最初の核実験後に韓国政府が核燃料サイクルの能力

を確保すべく乗り出した対米交渉、第2に当該交渉を後押しした、「核主権」確保を求める議論、第3にNATOのような核共有制度の要求である。以下でこれらを説明していきたい。

北朝鮮が最初の核実験（2006年10月9日）を行うと、同日の韓国国会国防委員会では戦術核の配備を求める声相次いで起こり、南北非核化宣言がそれを妨げる制約としてあげられた。答弁した国防部長官は戦術核配備に同意しなかったが、同じ年の11月に韓国科学技術部（科学技術処の後身）はパイロプロセッシング（乾式再処理、pyroprocessing）の共同研究を米国エネルギー省に提案している（科学技術部長官による国会答弁、2007年10月27日）。パイロプロセッシングは非核化宣言で禁じる再処理にあたらないとの解釈を韓国政府はとっているが、別の議論においては再処理の一種とも見なされてきた。2008年初めには米韓原子力協定の改定交渉のための政府タスクフォースが発足した（KAERI 院長による国会答弁、2008年10月10日）。

次に、公式交渉開始の前年である2009年、国会審議のなかで保守系議員の間から米韓原子力協定改定を通じて韓国の「核主権」を十分に確保すべきとする議論が高まっていた（6月10日、7月6日、10月5日、10月21日）。この議論は、韓国政府が核をめぐる対外政策において、自律性の確保の優先順位を高める効果があったと考えられる。

おそらくタスクフォース参加後も外交当局は、「核主権」を核問題における重要課題と見なしていなかった。当時の外交通商部（外交部の前身）長官は国会答弁において「核主権」の定義を知らないと言明し、そのような用語を外交通商部で用いていないとさえ述べている（2009年7月6日）。その後、米韓原子力協定の改訂交渉が進められるなかでも、元外交通商部長官で職業外交官だった宋受淳議員は、やはり職業外交官出身で現職の外交通商部長官だった金星煥に「いま私がこうして外側から見ると、わが国の科学技術界はパイロプロセッシング研究をしようと言っている、このためにそこに相当な予算を放り込んで、プロジェクトをしていくこと自体に利益がある」と語りかけた上で、乾式再処理の不確実性を踏まえ再処理は他国に依頼するしかないのではと指摘した。金星煥長官はいずれの点にも相づちで応じている（2011年6月14日）。元外交通商部長官と現長官の間には、乾式再処理を韓国の権利として実施することは、外交当局ではなくKAERIや科学技術部の目標だとの共通認識があったのかもしれない。

しかし約1年後、外交通商部も「平和的核主権」が「NPT 上保証されている」と強調する原子力協定改定交渉に関するプレスリリースを発表することとなった（2012年2月21日）。この時期の「核主権」論の浮上のなかで、韓国の影響力を強化する手段として戦術核配備を求める声も高まっている。当時ハンナラ党（現在の自由韓国党）の有力者であった鄭夢準議員は2011年2月25日の国会本会議において「核兵器を我々が持たねばならないとの主張」が韓国で生じている理由は「米国の核の傘は必要だが、それによって北朝鮮の核を廃棄することはできない」ためだと述べた。この議論において、戦術核は「核の傘」すなわち米国による拡大核抑止とは別物と定義され、韓国が交渉で用いる力を補完する手段として扱われている。実際に同議員は「我々の核」を敏感すぎるとして否定しつつ、その代わり「少なくとも戦術核の再搬入を考慮しなければならない」として、戦術核を韓国のカードたるべき「我々の核」の代替物と見なしていた。同日の審議では複数の他の保守系議員が「核主権」という用語を用いつつ、韓国独自の核と代替可能なものとして米国の戦術核配備を主張した。

3. 核抑止における対等な地位

韓国で「核主権」を求める声が高まったころ、米国は「米韓拡大抑止政策委員会」開始（2011年3月）により、核を含む大量破壊兵器への対応策の協議に韓国を参加させた。しかしこの会議についても設置が合意された当初より、得られる地位が不十分であるとの不満が韓国内から出ていた。陸軍参謀総長と国防部長官を歴任した金章洙議員は2010年10月22日の国会国防委員会で金泰栄・国防部長官に対し、NATOの核計画グループ（NPG: Nuclear Planning Group）は米国の拡大抑止について「意思決定ができる組織」だが、韓国と米国による拡大抑止委員会は「意思決定をするのではなく、政策を提案」する程度だろうと不満を示している。その上で金章洙議員は韓国が意思決定に参加できない理由は、英仏と異なり核兵器を保有していないからではないのかと、疑問を投げ掛けた。

この後に韓国内の戦術核配備論は、NATO的な核共有制度の設置の主張につながっていくこととなる。実際、NATOの核共有制度はまさに、核保有を進める英仏と対等な地位という西ドイツの要求に米国が答えるべく発足した（1966年にNPG設置発表）。多角的核戦力（MLF: Multilateral Force）設置案に関する議論において、西ドイツのアデナウアー首相は同国軍が他のNATO軍と同等な武装をしなければならず、西ドイツが差別的な待遇を受けてはならないと表明したという（Trachtenberg 1995: 236）。現在のNATOにおける核共有制度は、西ドイツの核へのアクセスに懸念を示すソ連と不拡散条約（NPT）の締結で合意を得るために、核戦力の共有に主眼があるMLF案を政策形成への参加に換えたものとされる（新垣2016; Alberque 2017）。

2017年9月5日の国会外交統一委員会では、選出回数を重ね要職を務めてきた新韓国党議員である金武星と洪文鐘がともに米国との核共有制度の必要性を提起した。その議論によれば、戦術核を配備することで韓国はNATOのように米国の核の運用に韓国が関わる機会を得られるのだという。また国民の党でも金東喆議員が繰り返し、戦術核配備とともに核共有制度の必要性を主張している。

冷戦初期、西欧における対等な地位と威信が西ドイツをNATOにとどめ、同国に核武装させない上で重要だと見なされたように（新垣2016: 61-63, 96, 135-136）、米韓同盟も抑止の信頼性や役割分担にとどまらず、盟邦の国家としての地位という課題に直面しているように思われる。韓国の戦術核配備論とその影響を比較するならば、敵対者との軍備管理・軍縮のためのINF交渉を企図したNATO二重決議よりも、同盟内の核拡散を防止しようとした核共有制度を取り上げるほうが適切なのであろう。

西ドイツが対等であるべき相手と考えた英仏は盟邦だったが、北朝鮮は韓国の敵対者である。しかし北朝鮮こそが韓国にとり、民族内で偉大な国家の実現を競争する相手でもあった。北朝鮮の核開発自体、自立した国家としてあるべき姿を示すという目的が強く反映されている（渡邊2017年）。北朝鮮が核開発によって非核化宣言による制約を離れるにつれて、韓国においても核に関する自律性ないし影響力の確保を求める声が高まっていった。

新たな米韓原子力協定は「核燃料サイクル」における協力や共同研究を考慮に入れた条文を含み2015年に発効した。他方、国防当局間の拡大抑止政策委員会については、2016年10月の米韓外交・国防(2+2)長官会議で設置された「拡大抑止戦略協議体」（EDSCG: Extended Deterrence Strategy and Consultation Group）と置き換えられた。EDSCGは「拡大抑止に関連する政策問題について緊密に連携する」（2+2共同声明）ことに目的があり、「外交・国防当局が共同で参加する点でNATOと類似した包括的な協議方式」（『国防日報』2016年10月19日）なのだという。文在寅大統領の

就任後初の訪米となった翌2017年6月の米韓首脳会談は、これを2+2とあわせ定例化するとの共同声明を発表した。

主要参考文献

・日本語

新垣拓『ジョンソン政権における核不拡散政策の変容と進展』（ミネルヴァ書房、2016年）

渡邊武「不拡散における誘因の欠如：なぜ北朝鮮は非核化しなかったのか」『防衛研究所紀要』第19巻第2号（2017年3月）

・韓国語

李ジョンフン『韓国の核主権』（クルマダン、2009年）

韓国原子力研究院(KAERI)『韓国原子力研究院50年史』（韓国原子力研究院、2009年）

韓国国会議事録

・英語

Alberque, William, "The NPT and the Origins of NATO's Nuclear Sharing Arrangements," *Proliferation Papers*, No.57, Ifri, February 2017.

Trachtenberg, March, *A Constructed Peace: the Making of the European Settlement, 1945-1963*, (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1999).

International Atomic Energy Agency Director General, "Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Republic of Korea," GOV/2004/84, November 11, 2004.

本稿の見解は、防衛研究所を代表するものではありません。無断引用・転載はお断り致します。
ブリーフィング・メモに関するご意見・ご質問等は、防衛研究所企画部企画調整課までお寄せ下さい。
防衛研究所企画部企画調整課

外 線：03-3260-3011

専用線：8-6-29171

FAX：03-3260-3034

※防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp>